

第72期 定時株主総会

招集ご通知

 藤井産業株式会社

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3
本社B棟1階ホール

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第72期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	28
連結計算書類	45

藤井産業株式会社

証券コード：9906

株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに第72期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における事業の概況につきまして、ご報告いたします。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 藤井 昌一

社是

「誠心自然」

総て吾人は誠心をもって公明正大に行動せねばならない。

世の変転、人の思惑に左右されず終始一貫、天の道に従って、正しく行動することが何よりも強い人生であり、前途は必ず開かれよう。

これは、当社の創業以来一貫せる社是であり、経営方針の根幹をなすものである。

経営理念

・社会に対して

誠実な企業として、地域の発展に貢献し、環境の保全に努めます。

・お客様に対して

お客様の発展に貢献し、常に高い信頼とご満足をいただけるよう努めます。

・株主様に対して

透明性のある経営で、永続的な企業の成長と、企業価値の向上に努めます。

・社員に対して

社員の人格と能力を尊重し、働きがいのあるいきいきとした職場づくりに努めます。

行動基準

1. 清潔で安全な職場をつくろう
2. お客様と喜びを共有しよう
3. 限りない向上心を持って進もう
4. 高度な技術・情報を活用しよう
5. コミュニケーションを大切にしよう

企業理念

私たちは、常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループを目指します。

証券コード 9906

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

 **藤井産業株式会社**

代表取締役社長 藤 井 昌 一

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第72期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.fujii.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3 本社B棟1階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
 2. 第72期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

（2）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。

◎電子提供措置事項のうち、次の①から⑩につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って株主様に対して交付する書面は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告書を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

①会計監査人の状況 ②業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要 ③業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 ④連結株主資本等変動計算書 ⑤連結注記表 ⑥連結計算書類に係る会計監査報告 ⑦貸借対照表 ⑧損益計算書 ⑨株主資本等変動計算書 ⑩個別注記表 ⑪計算書類に係る会計監査報告 ⑫監査等委員会の監査報告

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

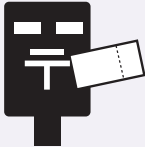
● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時 **2026年6月25日（木曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様 1 名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● パソコン等によるご行使



行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載の QR コード®をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は 1 回限りです。

※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通料金等は株様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

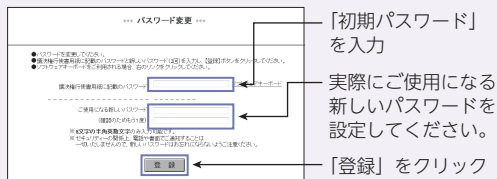
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などでご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして考えております。将来の事業展開を見据え、永続的な経営基盤の確保に努めるとともに、業績等を総合的に勘案し、安定した配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、1株につき110円といたしたいと存じます。これにより中間配当を含めました当期の配当金は、1株につき160円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき110円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は931,424,670円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、企業理念である「常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループ」を目指し、電設資材、制御機器及び建設資材の卸売から総合建築、設備・プラント、情報インフラ施工、加えて再生可能エネルギー発電事業等幅広い事業を展開しております。当社は2023年8月に創業140周年を迎えましたが、事業環境の急速な変化や事業内容の多様化へ対応するため、これまで続いた事業部制から事業運営体制の刷新を検討しており、その第一段階として2022年4月より社内カンパニー制を導入いたしました。権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能としたことで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を目指すものであります。これにより現状、一定以上の効果がみられており、この流れをさらに強化すべく持株会社体制に移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指してまいります。

持株会社体制への移行を実現するため、2026年4月1日に分割準備会社として当社100%子会社である藤井産業マテリアルイノベーション株式会社及び藤井産業インフラソリューション株式会社を設立いたしました。2026年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社として、当社の事業のうち、電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業を藤井産業マテリアルイノベーション株式会社に、制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安管理、電力小売媒介事業を藤井産業インフラソリューション株式会社にそれぞれ承継させる旨の吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2026年5月15日付で、吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書の内容は次のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書 (写)」 藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

吸収分割契約書 (写)

藤井産業株式会社 (以下「甲」という。) と藤井産業マテリアルイノベーション株式会社 (以下「乙」という。) は、甲がマテリアルイノベーションズカンパニーの営むすべての事業 (電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業等) (以下「本事業」という。) に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割 (以下「本分割」という。) により、本事業に関して有する本権利義務 (第3条第1項において定義する。以下同じ。) を、効力発生日 (第6条において定義する。以下同じ。) に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 (商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおり、である。

(1) 吸収分割会社 (甲)

商 号：藤井産業株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

(2) 吸収分割承継会社 (乙)

商 号：藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本分割を行うものとする。
3. 甲及び乙は、本分割に際し債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（本分割の効力発生条件）

本分割は、前条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認が得られたことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年5月15日

(甲)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

会社名 藤井産業株式会社

代表者 代表取締役 藤井 昌一 印

(乙)

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

会社名 藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

代表者 代表取締役 関 勝利 印

別紙 承継権利義務明細表

甲は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する運転資金となる現金及び預金

本事業に属する売掛債権、棚卸資産、未収入金及びその他流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地及びその他の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア及びその他の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式、投資有価証券、出資金、差入保証金及びその他の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務、未払金、預り金及びその他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金、リース債務及びその他の固定負債

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

本事業に関する取引基本契約、工事請負契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務

本事業に関して甲が有する免許、認可、許可、登録、届出及び補助金等に係る地位のうち、法令上承継可能な権利義務

以上

(2) 「吸収分割契約書 (写)」 藤井産業インフラソリューション株式会社

吸収分割契約書 (写)

藤井産業株式会社 (以下「甲」という。) と藤井産業インフラソリューション株式会社 (以下「乙」という。) は、甲がインフラソリューションズカンパニーの営むすべての事業 (制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安管理、電力小売媒介事業等) (以下「本事業」という。) に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割 (以下「本分割」という。) により、本事業に関して有する本権利義務 (第3条第1項において定義する。以下同じ。) を、効力発生日 (第6条において定義する。以下同じ。) に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 (商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおり、である。

(1) 吸収分割会社 (甲)

商 号：藤井産業株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

(2) 吸収分割承継会社 (乙)

商 号：藤井産業インフラソリューション株式会社

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本分割を行うものとする。
3. 甲及び乙は、本分割に際し債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（本分割の効力発生条件）

本分割は、前条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認が得られたことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年5月15日

（甲）

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

会社名 藤井産業株式会社

代表者 代表取締役 藤井 昌一 印

（乙）

住 所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

会社名 藤井産業インフラソリューション株式会社

代表者 代表取締役 滝田 敦 印

別紙 承継権利義務明細表

甲は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する運転資金となる現金及び預金

本事業に属する売掛債権、棚卸資産、未収入金及びその他流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本事業に属する建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地及びその他の有形固定資産

② 無形固定資産

本事業に属するソフトウェア及びその他の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に属する関係会社株式、投資有価証券、出資金、差入保証金及びその他の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務、未払金、預り金及びその他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金、リース債務及びその他の固定負債

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

本事業に関する取引基本契約、工事請負契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務

本事業に関して甲が有する免許、認可、許可、登録、届出及び補助金等に係る地位のうち、法令上承継可能な権利義務

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

当社は吸収分割承継会社である藤井産業マテリアルイノベーション株式会社及び藤井産業インフラソリューション株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、承継会社から金銭等を当社へ交付する必要性は認められませんので、本吸収分割により株式その他の対価は定めないこととしたものであり、かかる定めはしないことは相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

吸収分割承継会社は、いずれも2026年4月1日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりであります。

①藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	400	資本金	400
資産合計	400	負債及び純資産	400

②藤井産業インフラソリューション株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	400	資本金	400
資産合計	400	負債及び純資産	400

(3) 吸収分割承継会社における成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更をお願いいたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は2026年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号変更及び目的を変更するため、現行定款の第1条及び第2条について変更するものであります。また、本議案に基づく定款変更の効力は、本定時株主総会において第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該各吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じる旨の附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は藤井産業株式会社と称し、英文では <u>Fujii Sangyo Corporation</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 次の物品の販売、輸出入業、および賃貸、レンタル、リース業</u> <u>(1) 電気工事材料、管工事材料、照明器具、電線・ケーブル</u> <u>(2) 制御・受配電機器、計測機器、モーター、ポンプ</u>	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は藤井産業ホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Fujii Sangyo Holdings Corporation</u> と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 子会社および関係会社の株式または持分を所有することによる、当該会社の事業活動の支配および管理</u> <u>(2) 子会社および関係会社に対する経営管理およびこれに付随する業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) <u>換気・送風機器、冷暖房・空調機器</u></p> <p>(4) <u>半導体素子、電子部品、通信機器、防災機器、コンピュータ機器、電子映像機器</u></p> <p>(5) <u>家庭電器品、健康機器、衛生用機器、厨房機器</u></p> <p>(6) <u>受配電盤、受変電設備、蓄電池、発電機、太陽光発電装置</u></p> <p>(7) <u>工作機械、建設機械、搬送機械、昇降機、自動車</u></p> <p>(8) <u>建築外装材、建築内装材、土木資材、仮設建築資材</u></p> <p>(9) <u>事務機器、書籍、玩具、文房具</u></p> <p>(10) <u>宝石、貴金属、時計</u></p> <p>(11) <u>産業用、工作用、建設土木用、輸送用、通信用、事務用、医療用、給電用、商業用等に供される機械、器具および設備等</u></p> <p>2. <u>前号の物品の中古品の販売</u></p> <p>3. <u>次の工事の請負ならびに関連する設計、施工、監理およびコンサルタント業</u></p> <p>(1) <u>建築一式工事</u></p> <p>(2) <u>土木一式工事</u></p> <p>(3) <u>管工事</u></p> <p>(4) <u>機械器具設置工事</u></p> <p>(5) <u>タイル・れんが・ブロック工事</u></p> <p>(6) <u>板金工事</u></p> <p>(7) <u>屋根工事</u></p> <p>(8) <u>建具工事</u></p> <p>(9) <u>ガラス工事</u></p> <p>(10) <u>電気通信工事</u></p> <p>(11) <u>電気工事</u></p> <p>(12) <u>水道施設工事</u></p>	<p>(3) <u>子会社および関係会社に対する融資、債務の保証およびこれらの付随する業務</u></p> <p>(4) <u>不動産の取得、保有、賃貸、管理ならびにこれらに付随する利用および処分</u></p> <p>(5) <u>エネルギーの発電、供給および販売ならびにこれらに関連する事業</u></p> <p>(6) <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(13) 清掃施設工事 (14) 産業廃棄物処理施設工事 (15) 熱絶縁工事 (16) 内装仕上げ工事 4. 次のコンピュータに関連する事業 (1) ソフトウェアの開発および販売 (2) コンピュータによる計算業務の受託 (3) コンピュータ教室の経営、講習会の開催 5. クレーンの設計、製作、据付 6. 次の自然エネルギー等に関連する事業 (1) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務 (2) 自然エネルギー等による発電設備の設置および保守管理業務ならびに保安管理業務 7. 電力の小売り事業 8. 労働者派遣事業 9. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 10. 有価証券の保有および運用 11. 著作権、特許権、意匠権、実用新案権等の無体財産権の売買および賃貸借 12. 集金代行業務 13. 各種情報処理・提供サービス 14. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第39条（条文省略） 附則 第1条～第3条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第3条～第39条（現行どおり） 附則 第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>附則 第4条（商号および目的の変更に関する経過措置） 第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2026年10月1日をもって効力が生じるものとする。 なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除するものとする。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじ い しょう いち 藤井 昌一 (1954年5月16日生) 再任	1978年3月 当社入社 1985年6月 当社取締役 1988年6月 当社常務取締役 1990年6月 当社代表取締役社長（現任）	971,823株
2	たき た あつし 滝田 敦 (1957年10月11日生) 再任	1981年4月 当社入社 2007年6月 当社執行役員建設部長 2010年6月 当社取締役建設部長 2014年6月 当社常務取締役建設部長 2021年6月 当社専務取締役建設システム部門統括 2022年4月 当社専務取締役インフラソリューションズカンパニー長 2022年6月 当社取締役専務執行役員インフラソリューションズカンパニー長 2026年2月 当社代表取締役社長業務代行専務執行役員インフラソリューションズカンパニー長（現任）	5,000株
3	せき かつ とし 関 勝利 (1963年2月8日生) 再任	1981年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員電設第二統括部第二営業部長 2010年6月 当社取締役電設首都圏統括部長 2016年6月 当社常務取締役電設営業推進担当 2021年6月 当社専務取締役電設部門統括 2022年4月 当社専務取締役マテリアルイノベーションズカンパニー長 2022年6月 当社取締役専務執行役員マテリアルイノベーションズカンパニー長（現任）	7,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 及び	当社における地位、担当 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	わた なべ じゅん いち 渡 邊 純 一 (1954年11月25日生) 再任	2010年10月 2010年10月 2014年 6月 2016年 6月 2021年 6月 2022年 4月 2022年 6月	当社入社 当社執行役員経営企画部長 当社取締役経営企画部長 当社常務取締役社長室長 兼環境システム部担当 当社専務取締役社長室長 当社専務取締役コーポレート本部長 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 (現任)	6,600株
5	おおく ぼ とも ひろ 大久保 知 宏 (1961年 3月27日生) 再任	1989年12月 2007年 6月 2016年 6月 2021年 6月 2022年 6月 2024年 4月	当社入社 当社執行役員情報システム部長 当社取締役総務部長 当社常務取締役総務部長兼労務人事部長 兼リスクマネジメント部長 当社取締役常務執行役員コーポレート本部副 本部長兼総務部長兼労務人事部長兼リスクマ ネジメント部長兼太陽光発電事業部長 当社取締役常務執行役員コーポレート本部副 本部長 (現任)	2,800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役谷澤茂氏、竹澤一郎氏、入江淳子氏及び小野訓啓氏のうち、小野訓啓氏を除く3名は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>谷澤茂 (1960年12月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社財務部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員財務部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2022年4月 当社執行役員財務部長</p> <p>2024年4月 当社執行役員コーポレート本部長付</p> <p>2024年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	1,600株
2	<p>竹澤一郎 (1961年11月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>1989年4月 弁護士登録</p> <p>1995年4月 栃木県弁護士会入会 竹澤一郎法律事務所開業（現任）</p> <p>2002年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
3	<p>入江淳子 (1970年1月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 中央新光監査法人入所</p> <p>1995年4月 公認会計士登録</p> <p>1999年4月 宇都宮市役所入所</p> <p>2008年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2016年1月 入江公認会計士事務所開業（現任）</p> <p>2016年3月 税理士登録</p> <p>2016年3月 税理士法人石島会計社員税理士</p> <p>2018年9月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年10月 入江淳子税理士事務所開業（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹澤一郎氏及び入江淳子氏は、社外の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役は、原則として、会社経営において重要な専門分野の方などから、人格・識見に優れ、経営の重要事項の意思決定への参画及び取締役の業務執行の監督・監査をするに相応しい方を候補者に選任する方針です。

4. 竹澤一郎氏及び入江淳子氏を社外の監査等委員である取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
竹澤一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、その経歴から企業法務に関する相当程度の経験と専門的な知識を有し、社外の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
入江淳子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しており、その経歴から企業会計に関する相当程度の経験と専門的な知識を有し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 竹澤一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
入江淳子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年9か月となります。
なお、竹澤一郎氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあります。
6. 当社は、入江淳子氏及び小野訓啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、入江淳子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、谷澤茂氏、竹澤一郎氏、入江淳子氏及び小野訓啓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。なお、谷澤茂氏、竹澤一郎氏及び入江淳子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

第4号議案及び第5号議案を原案どおり承認可決いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	企業経営・ 経営戦略	マーケティング・ 営業	技術	IT・ デジタル	会計・税務・ ファイナンス	人事・労務・ 人材戦略	法務・ リスクマネジ メント	ESG
藤井 昌一	●	●			●	●	●	●
滝田 敦	●	●	●			●		●
関 勝利	●	●				●		●
渡邊 純一	●			●	●	●	●	●
大久保 知宏	●			●		●	●	●
谷澤 茂					●		●	
竹澤 一郎							●	
入江 淳子					●			
小野 訓啓	●				●		●	

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、賞与総額128,000,000円を支給することといたしたく存じます。この報酬額は、経常利益を基準として社会情勢等を勘案し総額を算出し、株主総会にて総額の決議を受けたうえで、売上高や経常利益等の前期比、予算対比等に基づき算定しており、当社の定める取締役の個人別報酬等の決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや各種政策の効果を背景に景気は緩やかな回復基調が継続しました。一方で、原材料価格・資源価格の高騰や金融資本市場の変動及び中東情勢による景気への影響が懸念されるなど、今後も先行き不透明な状況が続くと思われま

す。このような状況の下、当社グループは、「常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループ」を目指し、持続的な成長と更なる企業価値の向上を図るべく事業展開をしております。

当連結会計年度における連結経営成績は、売上高1,058億56百万円（前期比10.2%増）、経常利益68億20百万円（前期比13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、48億54百万円（前期比17.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(マテリアルイノベーションズカンパニー)

電設資材事業は、蛍光灯製造中止に伴うLED照明器具への切替の増加や省エネ法トップランナー変圧器第三次判断基準に伴う高圧受電設備改修の増加、ケーブルの受注増加や価格の高騰も相まって、前期を上回る売上高となりました。

建設資材事業は東京、つくば、本社において外壁工事や屋根工事が堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

情報ソリューション事業は、セキュリティ設備の大型案件受注や、文教リプレース案件が順調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

コンクリート圧送は、新規建設案件の受注が伸び悩み、前期を下回る売上高となりました。

この結果、売上高は593億82百万円（前期比10.6%増）となりました。

(インフラソリューションズカンパニー)

産業システム事業は、医療機器関連、半導体関連、物流関連を中心に主力製品の販売や環境改善案件が堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

総合建築事業は、資材高騰に伴う着工延期などの影響はあったものの堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

環境エネルギー事業は、すべてのエリアで堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

設備プラント事業は、前期にあった大型案件の反動により、前期を下回る売上高となりました。

この結果、売上高は384億61百万円（前期比14.2%増）となりました。

(コマツ栃木)

土木建設機械事業は、サービス修理・メンテナンスは部品販売が伸長し、下期の大型機定期整備の受注も寄与したため、前期を上回る売上高となりました。一方で新車本体販売は、前期からの繰越受注残の減少に加え、鉱山向け大型機や一般土木工事向けの受注減少により低調に推移し、また中古車販売も減少したため、前期を下回る売上高となりました。

この結果、売上高は64億90百万円（前期比7.3%減）となりました。

(その他)

再生可能エネルギー発電は、帯広ソーラーパークにおいて発電設備の売却や天候等の影響もあり、前期を下回る売上高になりました。

路面切削工事は、受注が低調になり、前期を下回る売上高になりました。

計測機器等の販売は、受注が伸び悩んだことで、前期を下回る売上高になりました。

この結果、売上高は15億21百万円（前期比12.3%減）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高

セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減 (△)	
	自	2024年4月1日	自	2025年4月1日		
	至	2025年3月31日	至	2026年3月31日	金額	増減(△)率
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
マテリアルソリューションズカンパニー	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	53,687	55.9	59,382	56.1	5,695	10.6
インフラソリューションズカンパニー	33,679	35.0	38,461	36.3	4,781	14.2
コマツ栃木	6,998	7.3	6,490	6.1	△507	△7.3
その他	1,734	1.8	1,521	1.5	△213	△12.3
合計	96,100	100.0	105,856	100.0	9,756	10.2

マテリアルイノベーションズカンパニー

売上高
構成比
56.1%

売上高

593億82百万円

(前期比10.6%増)

経常利益

38億40百万円

(前期比17.6%増)

インフラソリューションズカンパニー

売上高
構成比
36.3%

売上高

384億61百万円

(前期比14.2%増)

経常利益

24億25百万円

(前期比34.7%増)

コマツ栃木

売上高
構成比
6.1%

売上高

64億90百万円

(前期比7.3%減)

経常利益

6億55百万円

(前期比2.6%減)

その他

売上高
構成比
1.5%

売上高

15億21百万円

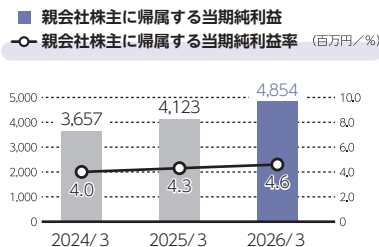
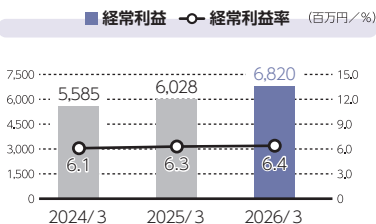
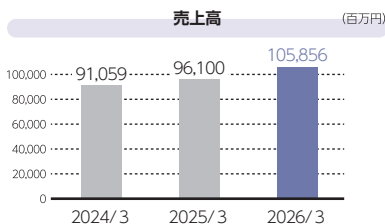
(前期比12.3%減)

経常利益

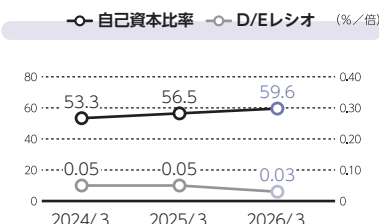
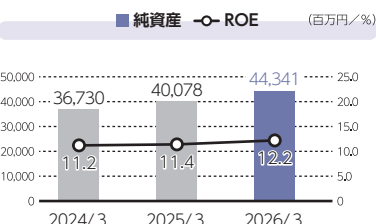
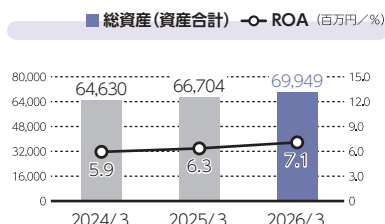
3億46百万円

(前期比16.0%減)

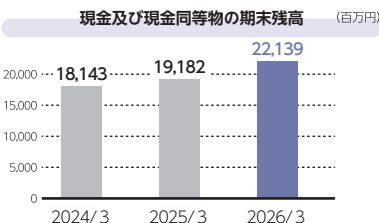
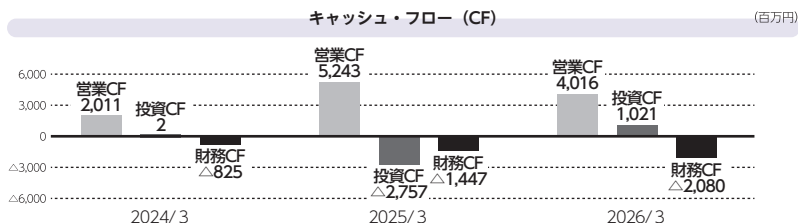
○ 損益の状況



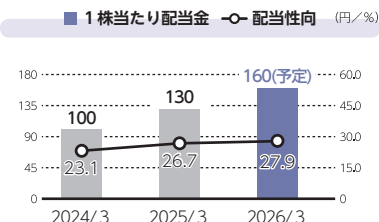
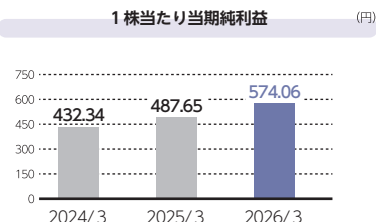
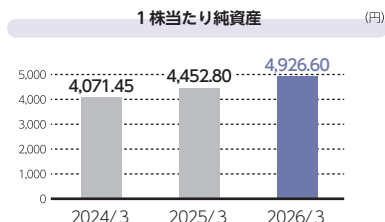
○ 財政状態



○ キャッシュ・フロー (CF)



○ 1株当たり情報



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は10億85百万円であります。その主なものは、当社における本社新館建設工事4億34百万円、子会社であるコマツ栃木㈱における土地の取得2億72百万円等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 69 期 (2023年3月期)	第 70 期 (2024年3月期)	第 71 期 (2025年3月期)	第 72 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	82,714	91,059	96,100	105,856
経常利益 (百万円)	4,208	5,585	6,028	6,820
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,742	3,657	4,123	4,854
1株当たり 当期純利益 (円)	324.06	432.34	487.65	574.06
総資産 (百万円)	58,735	64,630	66,704	69,949
純資産 (百万円)	33,065	36,730	40,078	44,341
1株当たり 純資産額 (円)	3,665.24	4,071.45	4,452.80	4,926.60

(注) 1.1 株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2.1 株当たり純資産額は、期末純資産から「普通株主に帰属しない金額（非支配株主持分）」を控除した金額を自己株式を控除した期末発行済株式総数で除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)	百万円	%	
コ マ ツ 栃 木 (株)	100	60.00	土木建設機械の販売、整備、賃貸及び太陽光発電事業
藤和コンクリート圧送(株)	20	100.00	コンクリート圧送業
タ ロ ト デ ン キ (株)	10	100.00	インターネットを利用した電気工事材料等の通信販売及び情報提供サービス
(株) サ ン ユ ウ	10	100.00	産業機械の電気設備工事、制御盤・分電盤の設計及び製作
(株) 日 本 切 削 工 業	10	100.00	路面切削工事業
合同会社帯広ソーラーパーク	0	100.00	太陽光発電事業
(株) コ ア ミ 計 測 機	30	100.00	計量器、測量機等の販売及び修理
シ ョ ー エ イ (株)	4	100.00	電気通信工事業
(関連会社)			
栃木小松フォークリフト(株)	30	29.00	産業車両の販売、整備、賃貸

(注) 栃木小松フォークリフト(株)は持分法適用会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、電設資材、制御機器、情報機器、建設資材等の卸売事業と、総合建築施工、設備・プラント、情報インフラ施工、再生可能エネルギー発電等の施工・保守事業を組み合わせた「商社×エンジニアリング」のビジネスモデルを通じ、社会インフラの基盤を安定的に支えることを基本的な使命として事業を展開しております。商材供給に加えて、設計協力、施工、保守・維持管理までを含む総合的な対応力を競争力の源泉とし、お客様の多様な経営課題の解決に貢献してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、複数の構造的変化が同時進行する局面にあります。地政学リスクの高まりにより、エネルギー・資源価格、物流コストの変動、サプライチェーンの不安定化が生じやすい状況であり、特定地域や特定資源への依存度の増大といった経済安全保障の観点から、調達や生産体制の国内回帰を含む供給体制の見直しが進む動きも見られます。資機材の調達環境の変化が、工期や原価に影響を及ぼしうることから、納期管理、在庫戦略や案件ごとの採算管理、工程管理の重要性が一段と増しており、これまで以上に柔軟かつ高度なマネジメントが求められております。また、建設業を中心に深刻な人材不足が中長期的に継続することが見込まれる一方、社会インフラや建築設備の老朽化に伴う更新需要、エネルギー関連分野の構造変化に伴う需要をはじめ、当社グループの事業領域においては中長期的かつ継続的な需要拡大が見込まれており、成長機会となっております。

当社グループでは、こうした環境を踏まえ、事業規模の拡大に当たっては人員の純増のみに依存することなく、AI・デジタル技術を通じた業務プロセスの高度化・効率化を進めることで、執行体制の強化と事業の持続性向上を図ってまいります。また、既存の各事業領域においては、事業特性に応じたエリアおよび機能の拡大のための成長投資を行います。重点成長分野である省エネルギー・脱炭素対応、設備の強靱化・BCP対応等の維持管理・保守を含むソリューション分野、AI・データセンター等のデジタル社会基盤の整備需要、ならびにこれらを支える電力供給・エネルギー貯蔵等のエネルギー関連事業については、次世代エネルギー分野の技術動向も踏まえ、当社グループの強みである卸売機能と施工・保守機能を複合提案可能な領域を中心に、段階的かつ積極的に取り組んでまいります。

これらの取り組みを中長期的に推進するため、当社は本定時株主総会のご承認を条件として、2026年10月1日付で持株会社体制へ移行する予定です。持株会社はグループ全体戦略、資本政策およびグループガバナンスを担い、各事業会社がそれぞれの競争力強化に専念する体制となります。各事業会社における運転資金を含む資産構成の適正化により、投下資本の水準を適切に管理してまいります。これにより、グループ内に分散する資金の一体的な把握・活用を図り、成長分野への機動的な投資を可能とする経営資源循環の仕組みを構築してまいります。事業基盤の強化および株主還元を含む諸施策をバランスよく推進することで、安定した事業運営と資本効率を意識した経営を通じて、中長期的な企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

何卒、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、セグメントは以下のとおりです。

セグメント区分	主要な事業内容	会 社
マテリアルバージョンカンパニー	<ul style="list-style-type: none"> ■電設資材事業 照明器具、電線、受配電盤、エアコン、換気扇、配線機器、回路機器、インターネットを利用した各種通信販売及び太陽光発電システムの設計・施工・メンテナンス ■情報ソリューション事業 通信機器、映像機器、音響機器の販売、コンピュータ機器・オフィス用品等の販売、セキュリティシステム、通信放送、情報関連のシステム・ソフトウェア開発・販売、LANシステムの設計・施工・メンテナンス ■建設資材事業 ALC（軽量気泡コンクリート）、窯業サイディング、押出成形セメント板、金属パネル、鋼製建具、屋根、杭の施工・販売及び土木建築資材、外構資材の販売、地盤改良工事、耐震補強工事 ■コンクリート圧送工事 コンクリート圧送工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■電設資材事業 当社 タロトデンキ(株) ■情報ソリューション事業 当社 ショーエイ(株) ■建設資材事業 当社 ■コンクリート圧送工事 藤和コンクリート圧送(株)
インフラソリューションカンパニー	<ul style="list-style-type: none"> ■産業システム事業 制御機器、受配電機器、電子機器、半導体、環境設備機器、各種生産部材、産業用ロボット、NC工作機械、マシニングセンタ、プレス機械の販売及び自動制御盤の設計・製作・メンテナンス ■総合建築事業 総合建築、スタンパッケージ、NSスタンロジ、リニューアル（増改修）の設計・施工・コンサルタント業務 ■環境エネルギー事業 産業用太陽光発電システムの設計・施工、保守並びに保安管理業務 ■設備プラント事業 【建設設備】空調換気・給排水衛生・クリーンルーム・防災・消火・ガス設備工事、コンサルタント業務（ESCO）、クレーンの設計・製作・メンテナンス 【プラント設備】上下水処理・電気・計装・非常用電源・発電・変電・送電・配電設備工事、機械器具設置工事、水道施設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■産業システム事業 当社 (株)サンユウ ■総合建築事業 当社 ■環境エネルギー事業 当社 ■設備プラント事業 当社
コ マ ツ 栃 木	<ul style="list-style-type: none"> ■土木建設機械 土木建設機械の販売、整備、賃貸 	<ul style="list-style-type: none"> ■土木建設機械 コマツ栃木(株)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ■路面切削工事 路面切削工事 ■測量 計量器、測量機等の販売及び修理 ■再生可能エネルギー発電 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、保守管理業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ■路面切削工事 (株)日本切削工業 ■測量 (株)コアミ計測機 ■再生可能エネルギー発電 当社 コマツ栃木(株) 合同会社帯広ソーラーパーク

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	栃木県宇都宮市
支店	栃木県、茨城県3、群馬県3、埼玉県、東京都、宮城県、愛知県、千葉県、大阪府
営業所	栃木県10、茨城県5、群馬県2、埼玉県10、東京都、千葉県2、福島県

② 子会社

名 称	区分	所 在 地
コマツ栃木(株)	本社	栃木県宇都宮市
	事業所	栃木県4
藤和コンクリート圧送(株)	本社	栃木県宇都宮市
タロトデンキ(株)	本社	栃木県宇都宮市
(株)サンユウ	本社	埼玉県ふじみ野市
(株)日本切削工業	本社	栃木県小山市
合同会社帯広ソーラーパーク	本社	栃木県宇都宮市
(株)コアミ計測機	本社	栃木県宇都宮市
ショーエイ(株)	本社	栃木県那須塩原市

③ 関連会社

名 称	区分	所 在 地
栃木小松フォークリフト(株)	本社	栃木県宇都宮市
	事業所	栃木県6

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マテリアルイノベーションズカンパニー	500(109) 名	14名増(8名増)
インフラソリューションズカンパニー	283(80) 名	19名増(10名減)
コマツ 栃 木	98(9) 名	4名増(2名減)
そ の 他	30(3) 名	2名増(-)
全 社 (共 通)	21(15) 名	14名減(1名増)
合 計	932(216) 名	25名増(3名減)

- (注) 1.従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員及びパートタイマーは（ ）内に記載しております。
2.全社（共通）として記載されている従業員数は、特定事業に区分できないコーポレート本部等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
754 (200) 名	17名増 (-)	40.2歳	13.9年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員及びパートタイマーは（ ）内に記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,010,000株 (自己株式 1,542,503株を含む)
- ③ 株主数 1,919名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤井昌一	971千株	11.47%
藤和コンサル(株)	915千株	10.81%
藤井産業取引先持株会	802千株	9.48%
藤井幸子	610千株	7.20%
(株)足利銀行	394千株	4.66%
小林保子	362千株	4.27%
(株)群馬銀行	308千株	3.63%
藤井産業社員持株会	307千株	3.63%
杉本電機産業(株)	300千株	3.54%
藤井コンサル(株)	221千株	2.61%

(注) 1.当社は自己株式を1,542,503株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 井 昌 一	
代表取締役社長業務代行専務執行役員	滝 田 敦	インフラソリューションズカンパニー長
取締役専務執行役員	関 勝 利	マテリアルイノベーションズカンパニー長
取締役専務執行役員	渡 邊 純 一	コーポレート本部長
取締役常務執行役員	大久保 知 宏	コーポレート本部副本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	谷 澤 茂	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 澤 一 郎	弁護士 竹澤一郎法律事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	入 江 淳 子	公認会計士・税理士 入江公認会計士事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 野 訓 啓	

- (注) 1.取締役 (監査等委員) 竹澤 一郎氏、取締役 (監査等委員) 入江 淳子氏及び取締役 (監査等委員) 小野 訓啓氏は、社外取締役であります。
- 2.当社は入江 淳子氏及び小野 訓啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3.取締役 (監査等委員) 入江 淳子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2025年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって任期満了により小林 建一氏は退任いたしました。
- ②2026年2月13日開催の当社取締役会の決議をもって、滝田 敦氏が代表取締役に就任いたしました。
- 5.情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために谷澤 茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。取締役 (監査等委員) 谷澤 茂氏は、長年当社の財務部長を務め、財務及び会計に関する知識・経験を有しております。
- 6.責任限定契約の内容の概要
- 当社と谷澤 茂氏、竹澤 一郎氏、入江 淳子氏及び小野 訓啓氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算出方法の決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、監査等委員でない取締役の報酬等は固定報酬である「基本報酬」と業績連動報酬である「役員賞与」を基本的枠組みとしております。「基本報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、売上高や経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課をもとに、昇降給基準表に基づき算定しております。個別の支給額の決定については、指名報酬委員会にて前記の算定額を参考に決定しております。業績連動報酬等は「役員賞与」とし、株主総会後に速やかに支給される報酬であります。事業活動の成果を示す指標である経常利益を基準として社会情勢等を勘案し総額を算出し、株主総会にて総額の決議を受けたうえで、売上高や経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課に基づき算定しております。個別の支給額の決定については、指名報酬委員会にて前記の算定額を参考に決定しております。なお、当事業年度の経常利益は、58億98百万円であり、前期対比15.5%増、予算対比19.6%増であります。監査等委員である取締役の報酬等は、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、業績へのインセンティブに左右されない基本報酬のみとしております。個人別の報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮して監査等委員の協議をもって個別の報酬等の額を決定しております。

・ 取締役の個人別の報酬等における固定報酬と連動報酬等の割合の決定方針

監査等委員でない取締役の報酬等は、「基本報酬」と「役員賞与」により構成され、支給割合は役位・職責、業績及び目標達成度等や社会情勢などを総合的に勘案し設定しております。但し、監査等委員である取締役の報酬等は「基本報酬」のみとしております。

・ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

「基本報酬」については、定時株主総会の翌月より一定の月額を支給しております。「役員賞与」については、定時株主総会決議後速やかに一括して支給しております。

上記記載の取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項は、2023年5月12日開催の当社取締役会にて承認されております。

- ・取締役の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会へ権限を委任しておりますが、売上高・経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課をもとに昇降給基準表の算定額等との整合性の確認を行っているため、取締役会も基本的にその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

2.取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第62期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

3.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(イ) 委任を受ける者の氏名並びに会社における地位及び担当

指名報酬委員会（代表取締役社長藤井昌一及び取締役専務執行役員コーポレート本部長渡邊純一）

(ロ) 委任する権限の内容

「基本報酬」及び「役員賞与」の個別支給額の決定であります。

(ハ) 委任された権限が適切に行使されるための措置の内容

コーポレート本部において昇降給基準に基づく算定額や売上高、経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課に基づく算定額等との整合性の確認を行っております。

(ニ) 権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長及びコーポレート本部長により構成される指名報酬委員会が最も適していると判断しているためであります。

4.取締役及び監査等委員の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	300 (-)	169 (-)	128 (-)	2 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (10)	19 (10)	- (-)	- (-)	4 (3)

(注) 1.上記には、2025年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記(2)会社役員の状況の取締役の担当及び重要な兼職の状況の欄をご参照ください。
なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係で、開示すべき重要なものはございません。

2.主要取引先等特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、社外取締役は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはございません。

3.当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

- ・当事業年度に開催された取締役会13回のうち、竹澤一郎氏は13回、入江淳子氏は13回、小野訓啓氏は13回出席しております。
- ・当事業年度に開催された監査等委員会16回のうち、竹澤一郎氏は16回、入江淳子氏は16回、小野訓啓氏は16回出席しております。
各役員は、出席した取締役会、監査等委員会の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(ロ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役 竹澤 一郎氏
弁護士の資格を有しており、その経歴から企業法務に関する相当程度の経験と専門的な知識に基づき必要な発言を適宜行っております。
- ・社外取締役 入江 淳子氏
公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき必要な発言を適宜行っております。
- ・社外取締役 小野 訓啓氏
金融業界で会社経営に関与した経験があり、金融に関する相当程度の経験と専門的な知識に基づき必要な発言を適宜行っております。

また、上記3名は監査等委員とし、監査等委員会への出席、監査方針に則った監査の実施を行っております。加えて、代表取締役社長との情報交換会を行い、各社外取締役の専門分野による視点に基づいた意見交換を行っております。

4.当事業年度にかかる報酬等の総額

当事業年度にかかる社外取締役への報酬等の総額は、(2)会社役員の場合②取締役の報酬等 4.取締役及び監査等委員の報酬等の額に記載した支給額と同額であります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,171	流動負債	22,813
現金及び預金	22,139	支払手形及び買掛金	15,276
受取手形、売掛金及び契約資産	25,725	未払法人税等	1,486
商品	3,269	契約負債	3,139
未成工事支出金	1,394	賞与引当金	1,261
原材料及び貯蔵品	24	役員賞与引当金	168
その他	1,692	工事損失引当金	8
貸倒引当金	△74	リース債務	113
固定資産	15,778	その他	1,359
有形固定資産	10,047	固定負債	2,795
建物及び構築物	4,587	繰延税金負債	471
機械装置及び運搬具	1,065	役員退職慰労引当金	37
工具、器具及び備品	186	退職給付に係る負債	921
土地	3,429	リース債務	794
リース資産	777	資産除去債務	163
無形固定資産	90	その他	406
その他	90	負債合計	25,608
投資その他の資産	5,640	純資産の部	
投資有価証券	4,364	株主資本	40,217
繰延税金資産	539	資本金	1,883
その他	843	資本剰余金	2,075
貸倒引当金	△107	利益剰余金	37,228
資産合計	69,949	自己株式	△970
		その他の包括利益累計額	1,444
		その他有価証券評価差額金	1,338
		退職給付に係る調整累計額	106
		非支配株主持分	2,679
		純資産合計	44,341
		負債純資産合計	69,949

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		105,856
売上原価		88,436
販売費及び一般管理費		17,420
営業外収益		11,220
営業外収益		6,199
受取配当金	14	
受取入金	121	
受取割当金	349	
受取貸付料	56	
受取分法による投資利益	50	
受取その他の費用	13	
営業外費用	86	691
支払貸借利息	41	
支払守補償費用	14	
その他の利益	8	
経常利益	7	71
特別利益		6,820
国庫補助金等受贈益	148	
固定資産売却益	284	
投資有価証券売却益	198	631
特別損失		
固定資産除却損	12	
固定資産圧縮損	148	160
税金等調整前当期純利益		7,291
法人税、住民税及び事業税	2,339	
法人税等調整額	△87	2,251
当期純利益		5,039
非支配株主に帰属する当期純利益		184
親会社株主に帰属する当期純利益		4,854

株主総会会場ご案内図

場所

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3 本社B棟1階ホール
電話 028 (662) 6060

交通 機関

JR宇都宮駅西口発
関東自動車9番バスのりば（越戸経由柳田車庫行） 越戸新田下車

